

## 建設工事請負契約書第25条第5項の運用

この運用は、建設工事請負契約書第25条第5項（以下「単品スライド条項」という。）の取扱について定めたものである。

### 1 主要な工事材料

単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類、燃料油及びその他主要材料とする。

鋼材類：鉄製の鋼板、形鋼、鉄筋、鋼矢板、鉄鋼2次製品、標識材料、ガードレール、フェンス、スクラップ、リース品等をいう。

燃料油：軽油、ガソリン、重油、混合油、灯油等をいう。

その他主要材料：アスファルト類、コンクリート類、その他発注者と受注者間の個別協議により決定したものをいう。

アスファルト類：アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等をいう。

コンクリート類：生コンクリート、セメント、骨材、コンクリート2次製品等をいう。

### 2 スライド額の算定

(1) 単品スライド条項は、主要な工事材料の品目毎の変動額が請負代金額 $P_1$ の100分の1に相当する金額を超えるもの（ $(M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) > P_1 \times 1 / 100$ ）（以下「対象材料」という。）について適用することができる。

請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、対象材料の単価等に基づき、次式により行う。

$$S_{\text{増額}} = \{ (M_{\text{変更}1} - M_{\text{当初}1}) + (M_{\text{変更}2} - M_{\text{当初}2}) + \dots + (M_{\text{変更}m} - M_{\text{当初}m}) \} - P_2 \times 1 / 100$$

$$S_{\text{減額}} = \{ (M_{\text{変更}1} - M_{\text{当初}1}) + (M_{\text{変更}2} - M_{\text{当初}2}) + \dots + (M_{\text{変更}m} - M_{\text{当初}m}) \} + P_2 \times 1 / 100$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税率} / 100)$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税率} / 100)$$

$S_{\text{増額}}$ ：スライド額（増額変更の場合）

$S_{\text{減額}}$ ：スライド額（減額変更の場合）

$M_{\text{変更}}$ ：価格変動後の各対象材料の金額

$M_{\text{当初}}$ ：価格変動前の各対象材料の金額

$p$ ：設計時点における各対象材料の単価

$p'$ ：第3項に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

$D$ ：第4項に基づき算定した各対象材料の対象数量（以下「対象数量」という。）

k : 落札率

$P_2$  : 請負代金額

(2) 請負代金の部分払をした工事における(1)に規定する「請負代金額 $P_1$ 」及び「請負代金額 $P_2$ 」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品(以下「出来形部分等」という。)に相応する請負代金相当額を控除した額とする。

ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の建設工事請負契約書第37条第4項に規定する通知の書面において、第6項の規定により、発注者又は受注者の求めに応じ、当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

(3) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を対象材料ごとに合計した金額(消費税相当額を含む。)を算定し、これら実際の購入金額が(1)の $M_{\text{変更}}$ を下回る場合、(1)の規定にかかわらず、実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(4) 実際の購入金額が(1)の $M_{\text{変更}}$ を上回る場合にあっては、受注者が対象材料について、第5項(1)に規定する書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{変更}}$ に代えて受注者の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(5) (3)、(4)の「実際の購入金額」は、次に定めるとおりとする。

ア 第5項により確認された各対象材料の実際の購入数量が第4項の対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額とする。

イ 第5項により確認された各対象材料の実際の購入数量が第4項の対象数量を上回る場合は、対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額とする。

ウ 燃料油に該当する各対象材料について、第5項(5)により、主たる用途以外の用途に用いた数量を第4項の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、第3項(1)イ(イ)の平均価格を乗じて得た金額とする。

(6) (1)により算定されたスライド額は諸経費(共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等)の対象外とする。

### 3 価格変動後における各対象材料の単価算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価( $p'$ )は、次に定めるとおりとする。

ア 鋼材類及びその他主要材料

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格)と

する。

ただし、減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。

#### イ 燃料油

(ア) 各対象材料を購入した月の翌月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合、各購入月の翌月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

(イ) 各対象材料のうち、第5項（5）により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても第4項の対象数量とすることとした場合又は減額変更する場合で発注者が有する情報では購入月ごとの購入数量が判断できない場合、（ア）の規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) (1) ア及び(1) イ（ア）に規定する各対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、建設工事請負契約書第13条第2項による工事材料の検査又は確認を必要とするものについては、工事材料の検査又は確認を行った月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

#### 4 各対象材料の対象数量算出方法

(1) 各対象材料の対象数量（D）は、対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

ア 設計図書に記載された数量がある場合は、当該数量とする。

イ 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあっては、発注者の設計数量とする。

ウ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量。

エ 運搬に燃料油を用いる各種資材のうち、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあっては、当該運搬に要する燃料油の数量で客観的に確認できるもの。

(2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、第6項に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、当該部分払の対象となった出来形部分等に相応する数量を控除する。

#### 5 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認又は受注者との協議

(1) 受注者が単品スライド条項の適用を請求したとき又は発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたとき、発注者は受注者に対し、受注者が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先及び当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものと

する。

- (2) 増額変更を行う場合、受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合、当該対象材料は、単品スライド条項の対象としないものとする。
- (3) 減額変更を行う場合、受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
- (4) (1)の規定にかかわらず、鋼材類については、当該対象材料を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、各搬入等の月の実勢価格を搬入等の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格)を用いてスライド額を算定することができる。
- (5) (1)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料について、当該対象材料の購入価格(数量及び単価)、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合は、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出できないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても第4項の対象数量とすることができる。

## 6 部分払の取扱い

建設工事請負契約書第37条第4項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

## 7 部分引渡しの取扱い

建設工事請負契約書第38条に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

## 8 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。)が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) (1)に規定する請求があったとき又は発注者が請求を行ったとき、建設工事請負契約書第25条第8項の規定に基づき、発注者は受注者の意見を聴いた上で、同

項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを  
(1)の請求があった日又は請求を行った日から7日以内に受注者に通知するものとする。

(3) この運用に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

ただし、維持工事で年度ごとに完済部分検査を行うものについては、各年度末に行うものとする。この場合において、(1)中「残工期」とあるのは「当該年度末までの工期」と、(2)中「工期末」とあるのは「当該年度末」と読み替えるものとする。

## 9 全体スライドを行う場合の特則

建設工事請負契約書第25条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、第2項(1)中「請負代金額 $P_1$ 」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（建設工事請負契約書第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額 $P_2$ 」とあるのは「請負代金額から建設工事請負契約書第25条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」と読み替えるものとする。

### 附 則

- 1 この運用は、平成20年6月20日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの運用の施行日以降かつ、平成20年9月30日以前である工事に係る第8項(1)の適用については、「当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合」とあるのは「工期満了前であつて、かつ平成20年7月30日まで」と読み替えるものとする。
- 3 この改正は、令和3年11月24日から施行し、適用する。
- 4 この改正は、令和4年7月1日から施行し、適用する。